

第6章 計画の実現に向けて

6-1	計画の推進体制	84
6-2	計画の進行管理	85

第6章 計画の実現に向けて

6-1 計画の推進体制

(1) 関係部局との連携

住宅政策に関連する行政分野は広範囲で、具体的な施策の実現には、市の住宅部門と企画、福祉、都市計画、市民、環境等の関連部門が十分に連携し施策を推進していく必要があるため、関係部局との連携強化を図ります。

(2) 市民及び市民団体等との連携

住宅政策の推進には、市民の理解と協力が欠かせません。

市民が住まいや住環境に対する意識を高め、良質で良好な住宅や住環境の維持・改善を図るとともに、地域のコミュニティを基盤として、市民や市民団体等が主体的に地域の安全性の向上や良好な住環境づくりに積極的に取り組むことができるよう、情報提供や啓発等に努めます。

(3) 関係機関・民間団体等との連携

①国・神奈川県等との連携

本計画の実施に当たっては、住生活基本法をはじめとする関係法令に基づくとともに、国・神奈川県の住宅政策の動向に注視し、市民の居住の安定や実効性の高い施策の実現及び推進のため、必要な財源の確保に努めます。

神奈川県では、公的機関と住宅関連事業者が相互に連携・協働を強化していくため、県、県内市町村、UR都市再生機構等関連する公的機関や、民間の関係団体等で構成する「かながわ住まいづくり協議会」を設置しています。協議会の場で関係機関や関係団体との協議や情報交換を行い、本市の住宅政策に活かします。

②住宅関連事業者等との連携・協力

豊かな住生活を実現するためには、国及び地方公共団体の取組だけではなく、住宅を生産し、流通させ、管理するなど、住宅という商品そのものを直接扱う住宅関連事業者の取組が不可欠です。住宅や居住環境に関する相談等の支援にあたっては、宅地建物取引業者、建設業者、建築士、マンション管理士等との連携・協力体制の強化を図ります。

③専門性の高いNPO・地域団体との連携・協力

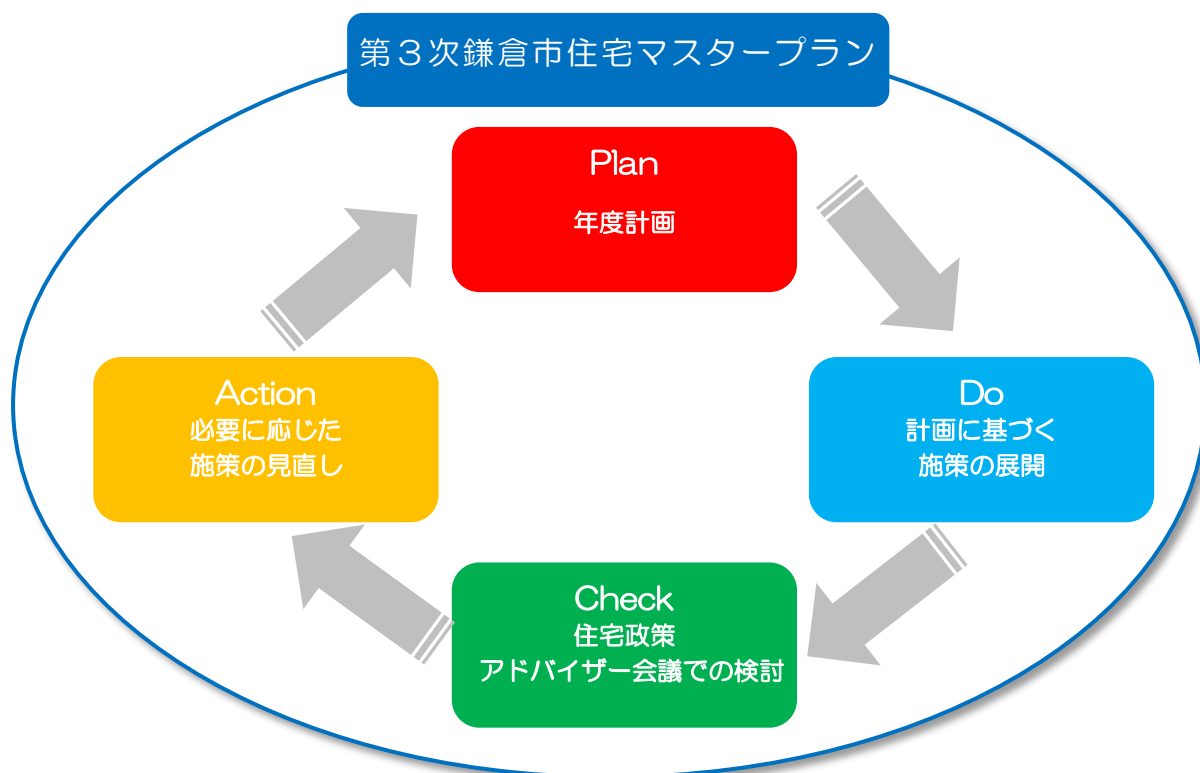
NPO・地域団体は、地域の人材やノウハウを活かし、住宅セーフティネット等の取組を構築する重要な担い手としてその活躍が期待されます。今後、地域へのきめ細かな対応を展開するためにも、連携・協力体制の強化を図ります。

6-2 計画の進行管理

各施策を着実に推進し、本計画の実効性を高めるために、個々の施策の進捗状況の把握を行うなどの進行管理を行います。

住宅政策アドバイザー会議※16を開催し、住宅施策の効果や施策推進上の課題等について検討し、住宅政策に反映します。

図 第3次鎌倉市住宅マスタープランの進行管理



※16 住宅政策アドバイザー会議：住宅政策に関する学識や専門性を有する専門家による会議

